

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 広島県福祉事業団

職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年7月1日から令和8年6月30日までの5年間

2 内 容

目 標1 男性職員による育児休暇を年間1名以上

〈取り組み内容〉

- 毎年5月～6月 前年度実績の分析・評価
- 毎年7月～2月 会議等での周知・徹底，職場回覧を通じての職員への啓発
- 毎年3月～4月 前年度実績の集計・調査

目 標2 職員1名あたりの時間外勤務時間数(年間平均値)を令和2年度の時間外勤務時間数を基準値として計画期間中に10%以上削減する。

〈取り組み内容〉

- 毎年5月～6月 前年度実績の分析・評価
- 毎年7月～2月 会議等での周知・徹底，職場回覧を通じての職員への啓発
- 毎年3月～4月 前年度実績の集計・調査

目 標3 年次有給休暇を付与日数(繰越日数は含まない)の50%以上取得させる。

〈取り組み内容〉

- 毎年5月～6月 前年度実績の分析・評価
- 毎年7月～2月 会議等での周知・徹底，職場回覧を通じての職員への啓発
- 毎年3月～4月 前年度実績の集計・調査

令和3年7月

社会福祉法人広島県福祉事業団行動計画（女性活躍推進法）内容

社会福祉法人 広島県福祉事業団

女性職員の活躍の推進について、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年7月1日から令和8年6月30日までの5年間

2 内 容

目 標 1 職員 1 名あたりの時間外勤務時間数(年間平均値)を令和 2 年度の時間外勤務時間数を基準値として計画期間中に 10%以上削減する。

〈取り組み内容〉

- 毎年5月～6月 前年度実績の分析・評価
- 毎年7月～2月 会議等での周知・徹底，職場回覧を通じての職員への啓発
- 毎年3月～4月 前年度実績の集計・調査

目 標 2 年次有給休暇を付与日数(繰越日数は含まない)の 50%以上取得させる。

〈取り組み内容〉

- 毎年5月～6月 前年度実績の分析・評価
- 毎年7月～2月 会議等での周知・徹底，職場回覧を通じての職員への啓発
- 毎年3月～4月 前年度実績の集計・調査

目 標 3 男女ともに平均勤続年数を 15 年以上とする。

〈取り組み内容〉

- 毎年5月～6月 前年度実績の分析・評価
- 毎年7月～2月 職場への啓発
- 毎年3月～4月 入・退職者人事の整理

令和3年7月